

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十四) 平二十二・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産種類	3					
	設備の名称	4				
区分	取得年月日	5	平・	平・	平・	平・
	事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・	平・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引改定取得価額(7)-(8)	9				

法人税額の特別控除額の計算

当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	10	円	労務費の額	22	円	
当期税額基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11		教育訓練費の額	23		
当期取得価額の合計額(9)の合計	12	内	教育訓練費割合 $\frac{(23)}{(22)}$	24		
	税額控除限度額 $(12) \times \frac{7}{100}$	13	教育訓練に係る	0.25% ≤ (24) の場合	25	0.12
当期税額控除可能額((11)と(13)のうち少ない金額)	14	0.15% ≤ (24) < 0.25% の場合 $((24) - 0.15%) \times 40 + \frac{8}{100}$		26		
法人税額超過構成額(別表六(二十四)「41の②」)	15		教育訓練に係る	教育訓練費に係る税額控除限度額 $(23) \times (25)$ 又は $(23) \times (26)$	27	円
当期分の特別控除額(14)-(15)	16		も	差引当期税額基準額残額(1)-(14)-(19)	28	
前差引当期税額基準額残額(1)-(14)	17		の	当期税額控除可能額((27)と(28)のうち少ない金額)	29	
繰越税額控除限度超過額((33)の計)	18		分	法人税額超過構成額(別表六(二十四)「42の②」)	30	
同上のうち当期繰越税額控除可能額((17)と(18)のうち少ない金額)	19			当期分の特別控除額(29)-(30)	31	
法人税額超過構成額(別表六(二十四)「40の②」)	20			法人税額の特別控除額(16)+(21)+(31)	32	
当期繰越税額控除額(19)-(20)	21					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額(33)-(34)
	33	34	35
平・	円	円	
平・		外	円
平・		(19)	
計	(13)	(14)	外
当期分			
合計			

設備の概要

別表六(十四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の7第2項、第3項若しくは第5項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第42条の7第2項、第3項若しくは第5項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度(供用年度)
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 平成22年旧措置法第42条の7第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には、「措置法第42条の7第1項各号の該当号1」の上覧に「(旧法)」と記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「取得価額の合計額12」の欄の内書には、措置法第42条の7第2項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第1項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「差引改定取得価額9」の金額の合計額を記載します。
- 5 「当期控除可能額等34」の外書には、措置法令第27条の7第13項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、「翌期繰越額35」の記載に当たっては、「34」の本書に当該控除未済超過額を含めたところで計算します。
- 6 「翌期繰越額35」の各欄の外書には、措置法第42条の11（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十四)の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。このとき「計」までの欄の外書には、別表六(二十四)の「38②」又は「39②」（翌期繰越額となるものに限ります。）の金額を記載し、「当期分」の外書には、別表六(二十四)の「41②」の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 7 「設備の概要」には、法人が措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等に該当すること及びその設備が事業基盤強化設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとさせていただきます。